

「ためらわず知らせてつなぐ命の輪」

11月は児童虐待防止推進月間です

子どもへの虐待は、経済的困難などそれぞれの家庭が抱える問題に加え、地域での孤立がその背景にあります。虐待を防止するためには、まず地域ぐるみで子育て家族を温かく見守ること、さりげなく声掛けをするなどの行動が大切です。



児童虐待とは身体的暴力だけでなく、長時間の放置や適切な食事を与えないなどのネグレクト、さらには心を傷つける言葉を言ったり無視したりする心理的虐待など、いろいろな形態があります。子育ては常に楽しいことばかりではなく、つらく大変なこともあります。子育てのつらさをこぼすのは甘えでも恥でもありません。誰かに相談することで解決への道が開けます。

おかしいなと気にかかることがあれば相談機関に連絡しましょう。通報者のプライバシー

シ―は法律で保護されています。たとえ通報した情報が間違っていたとしても通報者が罰せられることはありません。一日でも早く発見することが大切です。あなたの気づき子どもを虐待から守ります。

◆連絡先

米子児童相談所  
☎0859・33・1471  
教育委員会事務局  
幼児教育課  
☎0859・54・5219

納付に便利な口座振替をおすすめします

このたび、振替口座を整理するために、次に該当する方は、口座を廃止することになりました。該当者には、11月初めごろ通知発送予定です。

- ◎税額(料)の発生がなく、振替実績のない口座
- ◎すでに金融機関で廃止手続きがしてあるが、役場には手続きがしていない口座
- ◎一年以上、口座振替ができなかった口座  
資金不足・預金者の都合・取引なし・依頼書なし・その他・このような理由で振替ができなかった口座

今後は、1年間口座振替ができなかった方へは、廃止の通知を発送します。

★税が新たに発生した方、改めて口座振替の希望の方は、町内各金融機関・役場(税務課・各支所総合窓口課)で、手続きをお願いします。

◆問い合わせ先 税務課  
☎0859-54-5208

源泉徴収義務者を対象とした  
「平成26年分年末調整説明会」

があります

- ◆日時 11月26日(水)  
10時~12時(米子市の方)  
13時30分~15時30分(米子市以外の方)

◆場所 米子市文化ホール  
(米子市末広町293)

※駐車場の混雑が予想されます。できるだけ車の来場はご遠慮ください。

◆問い合わせ先  
米子税務署  
☎0859-32-4121

11月11日~17日は  
「税を考える週間」

テーマ「税の役割と税務署の仕事」



期間中、国税庁ホームページで様々な情報を提供しています。ぜひご覧ください。

[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

国税庁ホームページのインターネット番組「Web-TAX-TV」で、国税庁の取組を紹介する番組を配信しています。ぜひご覧ください。



Web-TAX-TV  
「暮らしを支える税を学ぼう」